

Web会議及び書面会議の開催について

令和3年7月19日

札幌市入札・契約等審議委員会

当初予定した時期に札幌市入札・契約等審議委員会（以下「委員会」という。）を物理的に開催することが困難な場合や今般のリモートワークの拡大を受け、より機動的な委員会の運営を行うことを目的とし、インターネット等の手段を用いて委員会に出席することができる会議（以下「Web会議」という。）及び書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催する場合の手順については、札幌市入札・契約等審議委員会規則（平成26年規則第57号）の例によるほか、同規則第8条の規定に基づき次のとおり取り扱うものとする。

第1 Web会議について

- 1 各委員の音声と映像が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組みが確保されている場合は、Web会議を開催することができる。
- 2 前項の場合、インターネット等の手段を用いて委員会に参加した委員は、当該委員会に出席したものとみなす。
- 3 ネットワーク障害又はシステム障害等の発生により、出席した委員に次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ各号に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 映像が途切れた場合
音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、なお出席したものとして取り扱う。
 - (2) 音声は途切れた場合
音声の途切れていた時間が短時間である場合など、審議全体を通して十分に意思表明を行ったと認められるときは、なお出席として取り扱うことができる。
- 4 委員が一堂に会する物理的な場所において委員会を開催することとした場合であっても、委員においてやむを得ない事由が生じたときは、前各項の規定を準用し、当該委員をインターネット等の手段を用いて委員会に出席させることができる。

第2 書面会議について

- 1 次の各号に掲げる事由に該当するときは、書面会議を行うことができる。
 - (1) 天変地異、感染症の流行その他委員会の運営上やむを得ない事由があると認められる場合であって、他の方法による会議の招集又は成立が困難であるとき
 - (2) 緊急の場合であって、他の方法による会議の招集又は成立が困難であるとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか軽微な事案と認められるとき
- 2 前項の書面会議を開催しようとするときは、委員長が期日を定めて、提案書、決議書及び参考資料を他の委員に送付する方法により招集するものとする。
- 3 書面会議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 4 書面会議の決議は、前項の書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。